無形文化遺産保護条約第３回締約国会議（結果概要）

１．日　時

平成２２年６月２２日（火）～２４日（木）

２．場　所

ユネスコ本部（パリ）

３．議 長 等

議　　長　　：河野　俊行　九州大学大学院教授
副議長国　　：クロアチア、メキシコ、モナコ、アラブ首長国連邦、ジンバブエ
ラポラトゥール：クロアチア
締約国：１２４カ国

４．概　要

本条約は、平成 15 年ユネスコ総会において採択され、平成 18 年４月に発効。我が国は、平成 16 年６月に３番目の締約国として締結した。本会議では、代表一覧表への提案に係る毎年の提案数を制限するべきか等を含めたユネスコ無形文化遺産保護条約の運用方針等について議論が行われた。

＜主な成果＞

□本条約の代表一覧表の審査に関する運用指示書改訂等（議題４、６）（資料８－１）

・政府間委員会は、補助機関を通じ、毎年の審査に係るリソース及び能力に基づき、審査を行う。各締約国は、提案の際にこれらの要因に配慮することが奨励される。

・代表一覧表への記載のための各国の提案書の締切は、毎年３月末とし、翌年１１月の政府間委員会で記載の可否を決定する。（１サイクル：約１年８か月間）

・なお、第２回提案で補助機関の事前審査が行われなかった９３件（我が国提案分の１１件を含む。）の取扱いは、本年１１月にケニアで開催される政府間委員会で決定されることとなった。

□本条約のエンブレムの使用指針の決定（議題５）（資料８－２）

・第３回及び第４回政府間委員会において策定されたエンブレムの使用指針について承認された。

□政府間委員会委員国選挙（議題１２）

・新たに、我が国を含む１３カ国が政府間委員会委員国に選出された。
スペイン、アゼルバイジャン、アルバニア、チェコ、グレナダ、ニカラグア、イラン、インドネシア、中国、日本、ブルキナ・ファソ、マダガスカル、モロッコ

５．今後の予定

平成 22 年 11 月　第５回政府間委員会　　ナイロビ（ケニア）
平成 23 年 11 月　第６回政府間委員会　　未定

ユネスコ無形文化遺産保護条約の
代表一覧表への記載までの流れ
（新旧対照）

（旧）（平成２２年まで）

締約国

↓ １年目の８月３１日までに提案書を提出

ユネスコ事務局
（※締約国から提出された提案書の不完全部分をチェックする）

↓ 提案書を事前審査に付す

補助機関
２年目の５月に事前審査を実施
（※「補助機関」は、６カ国で構成され、代表一覧表への記載の事前審査を行い、政府間委員会に勧告する）

↓ 代表一覧表への記載の可否の勧告

政府間委員会
２年目の９月に代表一覧表への記載の可否を決定
（※「政府委員会」は、２４カ国で構成され、補助機関の勧告を踏まえ、代表一覧表への記載の可否を決定する）

（新）（平成２３年から適用）

締約国

↓ １年目の３月３１日までに提案書を提出

ユネスコ事務局
（※締約国から提出された提案書の不完全部分をチェックする）

↓ 提案書を事前審査に付す

補助機関
２年目の６月に事前審査を実施
（※「補助機関」は、６カ国で構成され、代表一覧表への記載の事前審査を行い、政府間委員会に勧告する）

↓ 代表一覧表への記載の可否の勧告

政府間委員会
２年目の１１月に代表一覧表への記載の可否を決定
（※「政府委員会」は、２４カ国で構成され、補助機関の勧告を踏まえ、代表一覧表への記載の可否を決定する）

「代表一覧表」に関する今後のスケジュールについて

	第２回提案案件	第３回提案案件	第４回提案案件
２０１０年			
６月	第３回締約国会議		
１１月			
	第５回政府間委員会		
	・第２回提案の記載を決定		
	・第２回未審査９３件の取扱いを決定		
２０１１年			
３月		**提案書提出〆切**	
６月			
１１月		**第６回政府間委員会**	
２０１２年			
３月			**提案書提出〆切**
６月		補助機関事前審査	
		第４回締約国会議	
１１月		**第７回政府間委員会**	
		・第３回提案の記載を決定	

無形文化遺産保護条約政府間委員会委員国

（平成22年6月末現在）

区分	2008年～2012年	2010年～2014年
西欧	イタリア キプロス	スペイン
東欧	クロアチア	アゼルバイジャン アルバニア チェコ
中南米	キューバ パラグアイ ベネズエラ	グレナダ ニカラグア
アジア大洋州	韓国 イラン（2010年～2012年）	インドネシア 中国 日本
アフリカ	ケニア ニジェール	ブルキナ・ファソ マダガスカル
中東	オマーン ヨルダン	モロッコ

計２４か国